

○宮田村みやだワインで乾杯条例

平成26年3月17日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、中央アルプス駒ヶ岳が育んだ水と大地で育ったぶどうから造られる、みやだワイン（以下「ワイン」という。）が、宮田村の特産品であることに鑑み、ワインによる乾杯の習慣を広めることにより、ワインの普及の促進を図ることを目的とする。

(村の役割)

第2条 村は、ワインによる乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 ワインの生産及び販売に関する事業を行なう者（以下「事業者」という。）は、ワインによる乾杯とその普及を促進するために、主体的に取り組むとともに、村及びその他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(ワイン大使の役割)

第4条 ワイン大使は、村及び事業者と協力してワインによる乾杯とその普及を促進するために、積極的に取り組むものとする。

(村民の協力)

第5条 村民は、村及び事業者が行なうワインによる乾杯とその促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

(遵守すべき事項)

第6条 村、事業者、ワイン大使及び村民は、この条例を運用するに当たっては、交通ルール及び飲酒マナーを遵守しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。